

お客さま各位

高岡信用金庫

一定額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、残高が1万円未満の普通預金口座等について、一定の条件を満たす場合は印鑑レスで解約ができるよう手続きを簡略化させていただきます。

記

1. 取扱い開始日

2021年（令和3年）5月6日（木）

2. 対象となるお客様

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

3. 対象となる口座

- 普通預金口座（総合口座、決済用預金口座を含む）、貯蓄預金口座および納税準備預金口座
- 預金残高が1万円未満の口座

4. 手続きに必要な事項

- 対象口座の預金者ご本人の来店
- 通帳の持参（通帳レス口座の場合、スマホ画面の提示）
- キャッシュカード（発行している場合）
- 運転免許証等の顔写真付き本人確認資料の提示

※解約口座が当金庫カードローンの返済口座に指定されている場合や総合口座で定期預金がある場合等、お取引の内容により「印鑑レス」でのお手続きができないことがあります。

5. 改定する預金規定（改定日：2021年5月1日）

「普通預金（決済用預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金」共通規定

※改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上